

# 指定野菜価格安定対策事業 に係る算定及び交付手続き

令和4年4月

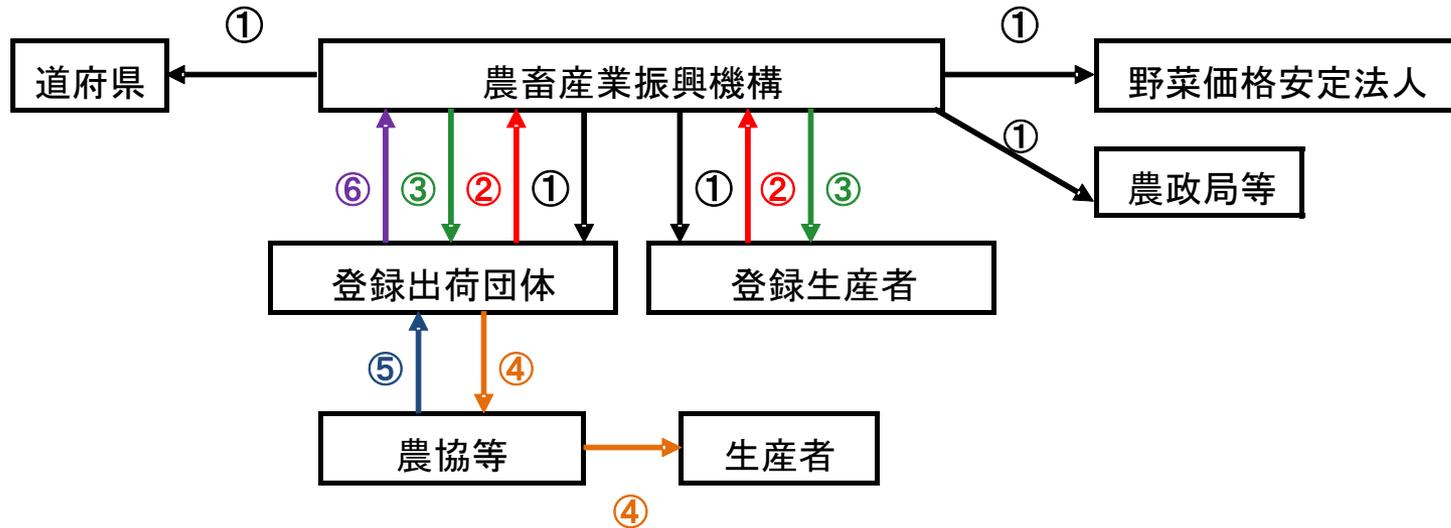


独立行政法人 農畜産業振興機構

独立行政法人農畜産業振興機構

野菜業務部 交付業務課

# 1 交付金交付の流れ



- ① 出荷数量及び平均販売価額・対象野菜の認定結果の通知  
(対象出荷期間終了後30日前後)
- ② 交付金等交付申請書の送付(①の通知に記載された期日まで)
- ③ 支払通知及び交付金交付(申請書受領後11日以内)
- ④ 生産者補給金交付(団体→農協→生産者 速やかに)
- ⑤ 交付結果の通知(生産者への振込日)
- ⑥ 交付金交付報告書の送付(⑤を取りまとめ遅滞なく報告)

## 2-1 平均販売価額等の算定

- 機構では、予約申込みをしている業務区分の売買データを基に平均販売価額を算定

→ 売買データ: 対象市場群の197市場 (R4.4.1現在) の仕切データ

- 平均販売価額が保証基準額を下回った場合に交付金単価を算定

→ 業務区分・産地区分・旬別 (※) に算定

※ たまねぎ、ばれいしょ、さといもは月別

- 対象となるデータの要件

- ① 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜
- ② 登録出荷団体が生産者の委託を受けて、あるいは登録生産者が出荷したもの
- ③ 機構の定める対象市場群の市場等へ出荷したもの
- ④ 対象出荷期間内に出荷したもの
- ⑤ 機構の定める対象野菜の規格に適合したもの

# 2-2 平均販売価額等の算定

## 平均販売価額の算定方法

### (1) ベジフルネット

#### ① 全農が開発・管理しているベジフルネット

→ 登録出荷団体等の**指定野菜14品目の売買データ**を入手

→ 算定に必要な全データの99%以上

#### ② 登録出荷団体等の委託販売品と卸売会社の買付品のデータ

→ データ収集・選別を正確に実施するためは、

**農協等の送り状記載事項が重要**

**(登録出荷団体から農協へ指導を徹底)**

## 2-3 平均販売価額等の算定

### (2) 農畜産業振興機構内部の処理

#### ① データの入手

ア ベジフルネットを通じた仕切データ

イ ベジフルネットを経由しない仕切データ

→仕切書をFAX又は郵送

#### ② データ照合の手順

ア 機構から概算データを受領(毎月6日頃)

↓  
イ 機構概算データと団体等販売データ(農協毎旬別)  
との比較

↓  
ウ 合致しなければ、明細(農協別日別)をチェック

↓  
エ 修正データを作成し、機構に提出(毎月中下旬頃)

↓

## 2-4 平均販売価額等の算定

オ 修正データを反映した先行確定データが機構から送付されるので、データをチェック



カ データチェックの結果を機構に報告(毎月末頃締切)

### ③ 機構が収集したデータの集計処理

ア 概算データ

- 農協マスタ、規格外品マスタ等を使用してデータの選別

- 団体別・農協別・卸売会社別等に集計

イ 確定データ

- 登録出荷団体等が行った修正データを反映させ、確定データを作成

- 団体別・農協別・卸売会社別等に集計

- 算定期間中、必要に応じ複数回修正

# 2-5 平均販売価額等の算定

## ④ 帳票の作成

### ア 照合関連帳票

- 登録出荷団体等別仕切書一覧表等(5帳票)

### イ 交付関連帳票(確定時)

- 出荷数量及び平均販売価額等通知
- 供給計画数量と出荷数量との乖離の度合いの認定通知
- 登録出荷団体等別一般補給交付金等交付予定額一覧表
- 登録出荷団体等別供給計画数量及び出荷実績数量
- 農協別出荷実績一覧表
- 登録出荷団体等(道府県)別交付金等交付予定額  
及び交付金等取崩額一覧表
- 登録出荷団体等一般(特別)補給交付金等交付申請書

# 2-6 平均販売価額等の算定

## ～再計算の防止について～

### 1 平均販売価額等の再計算

(1) 指定産地外品や規格外品の混入、販売実績データ(量目違いや脱漏等)の相違が確定後に判明

→ 平均販売価額の再計算

⇒ 平均販売価額の変更

当該業務区分に交付予約をしていた全登録出荷団体等の価格差補給交付金等の変更、返還又は追加交付

(2) 加入・未加入の間違い

→ 平均販売価額の再計算とならない

⇒ 当該登録出荷団体等の交付金額の変更

当該登録出荷団体等の価格差補給交付金等の変更、返還又は追加交付

# 2-7 平均販売価額等の算定

## ～再計算の防止について～

### 1 出荷期間開始前及び日常的な対応

#### (1) 農協との密接な連携

→ 照合：**機構データ＝農協実績が必須**

出荷期間開始前	仕切データ照合時
① 野菜指定産地外からの出荷予定があるか否かの把握	① 機構データの農協出荷実績と各農協との出荷実績の突合(量目、数量、金額、売立日等)
② 産地区分の確認	
③ 委託生産者に対して指定野菜事業における必要な周知	
④ 未加入生産者及び未加入農協の把握 (その上での加入農協一覧表や未加入者一覧表の整備)	② 農協から加入・未加入生産者別出荷実績の入手
⑤ 農協に適正な農協コード及び品名コードの使用の徹底	③ 野菜指定産地外実績の削除
⑥ 農協に出荷規格表に定めた規格外品(マスター)の表示をするよう指導	④ 産地区分の確認
⑦ 農協マスターの新規登録・変更、農協合併等による農協コードの変更	

#### (2) マスター類の確認等

指定産地の改廃、農協合併等があった場合

→ **各マスター類を見直すことが重要**

# 3-1 価格差補給交付金等

## 登録出荷団体等別交付予定額一覧表

### ➤ 概算及び確定時それぞれに送付

- (1) 業務区分毎に、交付金の交付の有無を確認  
⇒ 農協等への早期情報提供
- (2) 予定額→認定前の交付額(認定区分Aで算出)  
⇒ 供給計画数量と出荷数量との乖離の度合いの  
認定から交付率を確認
  - ① 概算 ・ 一覧表の計画対比欄の割合
  - ② 確定 ・ 認定通知書  
・ 登録出荷団体等別供給計画数量  
及び出荷実績数量

## 3-2 価格差補給交付金等

### 勘案認定について

- **勘案認定とは**

機構が通知した認定結果について、緊急的な需給調整を実施した場合や異常な気象条件による例年のない収穫減若しくは出荷時期のずれが生じた場合又は天災その他やむを得ない事情により対象市場群に出荷することが困難となった場合等には、その度合いに応じた認定の変更を機構に対して申請することができます。

# 3-3 価格差補給交付金等

## (1) 価格差補給交付金等の種類

- ① 一般補給交付金等・・・対象野菜全てに交付
- ② 特別補給交付金等・・・下表のとおり

→ 供給計画とおりの出荷が行われた場合に交付

品目	需給調整事業への参加の有無	特別補給交付金等の交付の選択の有無
重要野菜 キャベツ、だいこん(秋冬)、たまねぎ、はくさい(秋冬)	◎(参加は義務)	◎(選択は義務)
調整野菜 だいこん(春・夏)、にんじん、はくさい(春・夏)、レタス		○(選択) ×(非選択)
一般指定野菜 きゅうり、さといも、トマト、なす、ねぎ、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう	—(対象外)	○(選択) ×(非選択)

## 3-4 価格差補給交付金等

### (2) 価格差補給交付金等の交付

#### ① 一般補給交付金等

##### 平均販売価額 < 保証基準額

- ア 交付金単価(産地区分・旬ごと)  
= {保証基準額 - 平均販売価額(又は最低基準額)}  
× 補てん率(産地区分ごと)
- イ ア × 交付対象数量(産地区分・旬ごと)
- ウ イの合計額(産地区分ごと) × 交付率

#### ② 特別補給交付金等

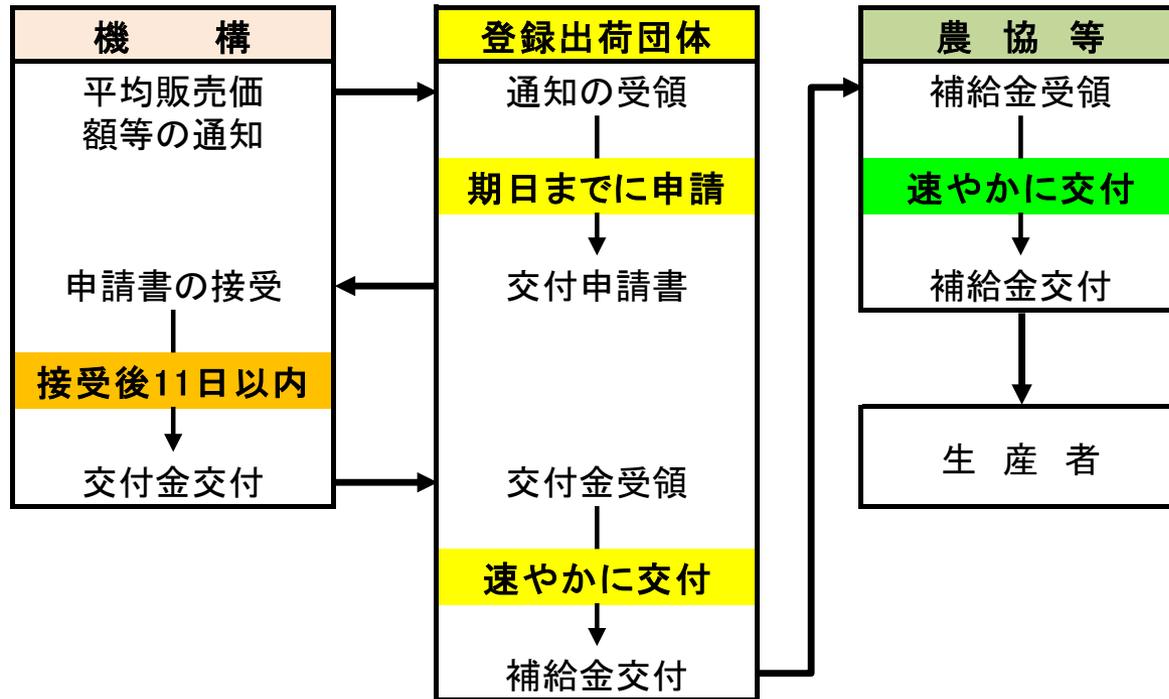
- 交付予約を行っている対象野菜及び対象出荷期間ごとにそれぞれ供給計画数量及び出荷数量を合算した値で比較した乖離の度合いの結果により交付

- ・対象出荷期間全体で10%未満
- ・月別で、20%未満の月が対象出荷期間の3分の2以上以上の2条件を満たした場合に交付

# 3-5 価格差補給交付金等

## 価格差補給交付金の交付手順

(対象出荷期間終了後の翌月末にデータ確定した後のフロー)



一部登録出荷団体等で、申請が遅延することがある。また、未加入除外や一部辞退による申請をする場合も、生産者への迅速な交付のため、速やかな申請が必要。

# 3-6 価格差補給交付金等

## ～交付の迅速化について～

- (1) 価格差補給交付金等の交付に関する情報提供  
登録出荷団体にとっては、機構からの概算値通知後速やかに関係する農協等に対して情報提供して下さい。
- (2) 交付金の交付申請等に係る事務手続の迅速化
  - ① 出荷実績等の適正な把握
  - ② 交付申請書の提出期限の遵守
- (3) 交付金の交付に関する事務手続きの迅速化
- (4) 登録出荷団体にとっては、農協等からの出荷状況、生産者への交付実績等についての聞き取り、必要に応じた現地調査の実施、研修会等の開催を通じて農協等への周知徹底